

KSKR Sep./2024 No.65

HIT ニュース

1996年5月1日 第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

表紙:「いくのパーク」

いくのパークは、約60ヶ国の人々が暮らす生野区を「誰もが住みやすいNo.1グローバルタウン」にするための多文化共生拠点施設です。施設内には、飲食店、子どもの学習支援、飲食人大学、NPO法人事務所、K-POPダンススクールなど様々なコンテンツがあり、グラウンドは公園として、どなたでもご自由に休憩できる場所になっています。

巻

頭

言

生野区の計画相談

社会福祉法人愛正会 豊生園障がい者支援相談所
主任相談支援専門員 赤澤 陽子

計画相談支援が始まったのは平成24年度で、生野区内の相談支援事業所3事業所、相談支援専門員6人でした。現在令和6年6月末時点で、相談支援事業所34事業所、相談支援専門員67名になりました。

HITは東成・生野・天王寺区の3区で地域に根差した支援をされています。

その中の生野区は世界に1番近い街と言われ、生野区民12万7千人のうち5人に1人以上が外国籍住民の多い街で、約60か国の外国ルーツを持つ人々が住んでいて、約75%の人が100年以上に及ぶ歴史と共に生きてきた在日コリアンのルーツの人が占めている多国籍・多文化共生の街です。現在、新規の相談の方は、精神障がいの方と障がい児が多くなっています。エピソードを紹介したいと思います。

相談の依頼を受け、訪問すると家族とは会えましたが、本人と会えず。家族から話を聞こうとすると、配偶者は片言の日本語、高齢のオモニは日本語ができず、その日は帰りました。韓国語のできるヘルパーさんと再度訪問し、ヘルパーさんに通訳をしてもらい話をしました。結局本人とは会えず、支援にはつながりませんでした。

他区からの転居で生野区に来る。生野区に全く知り合いがいないので、HITの通所の事業所につなげました。通所していると、身体的な訴えがあり、HITの職員から近くの病院を紹介され受診して、問題ないと診断され安心していました。グループホームのトラブルがあり、HITのグループホームを見学しました。利用には至らなかったですが、地域に根差した複数のサービスを持っている法人とつながり、相談支援だけでは、カバーできない所をカバーしていただけました。

私ではないですが、障がい児で不登校になり、相談支援が入る事になりました。母は少数のタガロフ語とたどたどしい日本語で、そのタガロフ語ができるのが、大阪では神父さんのみで来てもらうのが大変だった。また、文化や制度が違い、母は都合が悪くなると日本語を忘れ、「要らない、帰って」と何回も言われながら入っていたそうです。障がい児相談では、日本語のできない両親が多くなり、スマホに翻訳アプリを入れて対応していて、どこか良い翻訳アプリはないかと情報交換しているのを見かけます。

今後も生野区では、多職種連携で子ども・高齢者や事業所等だけではなく、多文化共生とも連携して行かなければと思っています。

目次 HIT ニュース No.65

・巻頭言「生野区の計画相談」

社会福祉法人 愛生会 豊生園障がい支援相談所
主任相談支援専門員 赤澤陽子

2-3

・特集！「生活介護事業」

4-8

・ヒット第24回定時総会レポート！

9-10

・当事者の声No.11 「フュージョンカーワープ」 11

荻野潤一

特集！「生活介護事業」

生活介護事業の報酬評価の変化

今回のHITニュースの特集は「生活介護事業」を取り上げる事にしました。

この特集を組むことにしたのは、生活介護の報酬の評価方法が大きく変更になることになったからです。これまでの「事業所の開所時間をサービス提供時間とする」だったものから「利用時間によって、報酬が変わり、短時間利用は低く評価される」方式に変更されるというものです。今までの報酬評価との大きな違いは、利用時間によって報酬が変わる、時間軸が導入された事です。

現在、HITの生活介護事業所ゆめくらぶでは月延べ約240人、同じくアトリエ・IKでは月延べ約400人のメンバー(障害当事者)が利用しています。

ゆめくらぶやアトリエ・IKを利用されているメンバーはそれぞれ目的を持っておられます。生活リズムを整えること、余暇活動の場、食事サービスやプログラムの参加だけでなく、障害について理解のある仲間やスタッフとの交流を目的とされている方もたくさんおられます。

ただ、季節の変化に影響を受けてしまい体調を崩してしまう方、確認行為や物事へのこだわりにより外出準備に時間がかかり、来所が遅くなってしまう方や、ヘルパーや訪問看護の利用にともない午前中だけの利用になる方、それぞれの事情で利用される時間帯は様々です。皆さんがその時々体調や障害特性による事情、スケジュールに合わせて事業所を利用されています。

このように現在生活介護を利用されている方の中にも、長時間の利用が難しい方がたくさんおられます。この評価方法での報酬となると事業所の運営も当然厳しくなってしまうのです。



写真：生活介護事業所ゆめくらぶ

HITが大切にしてきたメンバーの居場所づくり

まだHITが設立される25年以上前、生野区や天王寺区でサロン型の作業所を立ち上げました。それまでの作業所というと内職作業をみんなで力を合わせて行っているというものでした。しかし大切なことは作業をする事ではなく、集まる場所がある事、安心できる場所がある事、家から一歩出て、思い思いに過ごす場所なのではないかという思いが強くなっていきました。その思いがサロン型、憩いの場所として形作られて行きました。メンバーはそこに来て、本を読んだり、テレビを見たり、メンバー同士で交流したり、職員と話したり、オセロをしたりしながら、ゆったりと過ごしていました。メンバーの中には何年も入院していた人や長年引きこもっていた人もいました。そういった人にとっては作業をして一日過ごすのは難しい場合も多いのです。だけど、ここなら少し気晴らしに行ってみようか、みんなと話すのもいいかと思える場所になっていたのだと思います。しんどくなれば、早く帰ってもいい。過ごせるなら終わりの時間まで居てもいい。自分のペースを大切に出来る、自由を選べる場所だったのです。

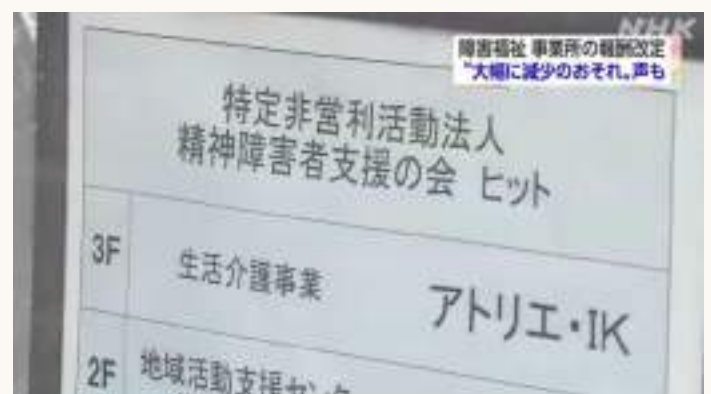
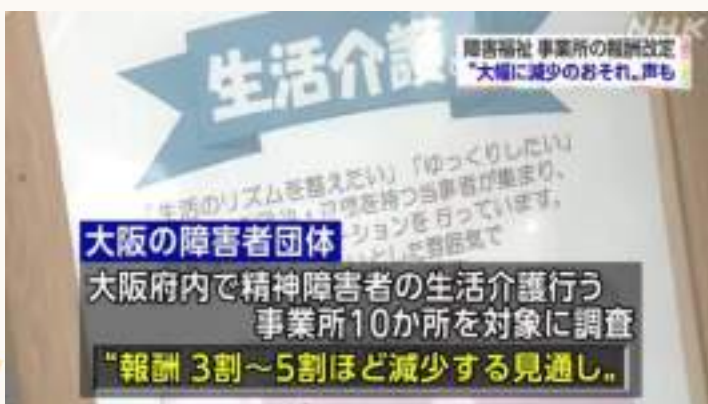
HITはこの場所をととても大切に思ってきました。地域で暮らす精神障害者が「日中行く場所がない」と言わせない、言わせてはいけないうこの場所を守ってきました。自宅以外に居場所があること、自宅が帰る場所であることは孤独から救う第一歩だと考えてきたのです。

2024年3月14日NHKでも報道（以下NHK・HPより引用）

厚生労働省は、生活介護や自立に向けた訓練などを行う「障害福祉サービス事業所」に支払われる報酬について、3年ごとに見直しを行っていて今回も来月(4月)から改定されます。

このうち、障害者の生活介護を行う事業所ではこれまで営業時間に応じて報酬が支払われていましたが、より実態に即した報酬とするため利用者がサービスを受けた時間に応じて支払われることになりました。

ところが、これによって報酬が大幅に減るおそれがあるという声が一部の事業所から上がっています。



このうち大阪・生野区にある精神障害者向けの生活介護事業所「アトリエ・IK」では40代から70代の利用者33人を受け入れています。

障害の特性から、日によって体調に差があったり、ほかの人と長時間いることが難しかったりするため、それぞれの利用者によって時間の長さはまちまちで、5時間未満の利用が半数余りに上るといいます。

事業所の試算では、来月の改定によって報酬が38%減る見込みだということです。



事業所を運営するNPO法人「精神障害者支援の会ヒット」の藤川治彦 事務局長は「経営の努力や工夫で対応できる下げ幅ではなく、このままでは事業を継続できなくなる。短い時間でも毎日通うことが利用者の生活の支えになるのでどうか維持できるような対応を国は検討してほしい。」と話していました。

大阪の障害者団体は、大阪府内で精神障害者の生活介護を行っている事業所10か所を対象に調査したところ報酬が3割から5割ほど減少する見通しだったとして、厚生労働省に対応を求めています。

こうした声を受けて厚生労働省は、限られた時間しか利用できない人を受け入れる事業所については一定の配慮を設ける方針で、3月中に対応を検討するとしています。



一定の配慮とは

2024年4月より生活介護事業にはやはり時間制が導入されました。生活介護の利用(事業所に滞在している)時間数に応じて、報酬単位が変わる仕組みです。

厚労省は短時間利用者に対する配慮規程を以下のように設けました。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)P.115

ウ 医療的ケアスコアに該当する者、重症心身障害者、行動関連項目の合計点数が10点以上である者、盲ろう者等であって、障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間(サービス提供時間が6時間未満)にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。

なお、やむを得ない理由については、利用者やその家族の意向等が十分に勘案された上で、サービス担当者会議において検討され、サービス等利用計画等に位置付けられていることが前提であること。

また令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日)では

(生活介護のサービス提供時間の取扱い②)

問27留意事項通知(6)②(→)ウに関して、障害特性等に起因するやむを得ない理由により利用時間が短時間となる場合の特例の対象者については、例示されている医療的ケアが必要な者、重症心身障害者、強度行動障害を有する者、盲ろう者に限られるのか。

(答)限られるものではない。例えば、重度の身体障害や精神障害等に起因するやむを得ない理由により、短時間となる場合も考えられることから、市町村において、利用者の状態等を勘案し判断されたい。

と記されています。

「ウ」を適用するためにはサービス等利用計画での位置づけが必要ということです。





写真：生活介護事業所アトリエ・IK

法改正の影響

今年度の報酬改定により、HITの生活介護事業はやはり収入減となりました。一定の配慮が設けられたこと、新たな加算が加わったことなどで心配していた大幅な減算は一旦免れることができた、というところです。しかし、利用時間が短いことは支援が少ない、なくても良い、だから報酬単価が低くても良いと評価されている事には変わりはありません。

HITの生活介護はみんなが「安心して通える場所」です。みんなの「居場所」なのです。それは利用時間が長いとか短いとか、障害区分が低いとか高いとかは関係なく、利用者一人一人にとって、必要な場所なのです。

現在、アトリエ・IKの利用者の中には、NHKの取材が来たことで危機感を持たれたのか、これまでより長く居てくれている方もおられます。利用者もスタッフも共に大事な居場所を守ろうと頑張っています。

現状に照らし合わせて検証してみたところ、この報酬改定はやっぱりおかしいんだと、社会とのつながりを奪うことにもなりかねないと、考え方が間違っているんだということをHITニュースでは伝えていかないといけないと思っています。

後編では実際に、生活介護を運営しているHIT以外の事業所さんへのインタビューを予定しております。

今後も皆さんと共にこの生活介護の報酬改定について、考えていきたいと思っています。

特定非営利活動法人 精神障害者支援の会ヒット

第24回 定時総会 レポート！

2024年6月29日(土)14:00より、天王寺区民センター・ホールにて「特定非営利活動法人 精神障害者支援の会ヒット 第24回定時総会」が行われました。

今年度は正会員119名中46名(内委任31名、書面表決9名)という多くの会員が参加となり、総会は成立しました。

各統括責任者より、2023年度の事業および決算が報告され、2022年度の非常に厳しい経営状況から黒字転換されたことを全会員で確認しました。予算については、2024年度の報酬改定により厳しい状況ではあるが、昨年度と同様に経営の安定化を目標としていくとともに、これまで以上に質の高い活動を行う決意を誓い、全会一致での承認を得ることができました。



第3号議案の役員改選の件では、新たに就労継続支援B型事業所タスト利用者であり、セルフフィーズの活動や行政交渉に積極的に参加されている松本佳祐さんが理事候補として選出され、全会一致で承認されました。松本さんは今後のヒットを支える一人として、「発病以来失った自尊心・自己肯定感を取り戻す戦いを挑んできたが、ヒットの理事になることが長年の夢であり今日一つの区切りを迎えたのではないかと思います。はるか昔から先人が争ってきた差別や不平等の闘争・権利の主張は残念ながらこの国で生きる以上、自分たちの権利を訴え続けなければならない。ただ暗い話にせず、多くの支援者が私を照らしてくれたように、私自身も明かりをどこかに照らしたい。ヒットなら個性を欠くことなく理事としてこれからも私のままで歩めると思う。引き続きよろしくお願いいたします。」と意気込みを述べられています。

2024年度の総会でも当事者の方や関係機関の方から活発な質疑応答が行われました。総会に参加された当事者の方からは「今日ではせせらぎクラブでの体験者交流会はかつての賑わいがない。語り合ったり話を聞いたりしながら自分の生き方を考える場であり、当事者は交流会を通して回復してきた。地域で語りのコミュニティを作り、当事者だけでなく職員も話し合うことが出来れば、もっと地域が豊かになり成熟した社会になるのではないかなと思う。権利擁護の獲得に闘っている人たちに心でエールを送りながら、感謝しながら粛々と自分たちの活動を小さく細く長くやっているのが現実である。」「ヒットの様々な事業所は、地域において当事者と向き合い、また拠り所となっている。社会進歩の流れに沿った間違いのない活動をしていることに感謝と敬意を表したい。」「やっぱり長生きはするものだ。生きていてよかった。ぼちぼちクラブの活動に新しい当事者が加わりとても嬉しい。当事者だけでなく誰もが常に心のどこかにぼちぼちという気持ちを持っていてほしいと思う。」などのご意見、ご感想をいただいています。



2024年度の総会では、機材トラブルに見舞われ、ZOOMで参加された方にはご迷惑をおかけしてしまう形となってしまいました。新型コロナウイルスの影響でここ数年はZOOMを使用しての総会を行ってきました。現地参加されずとも気軽に参加していただける形態を今後も継続できるよう、改善をはかります。

総会は普段顔を合わす機会が少ない方々と交流ができ、当事者の方のご意見を直接聴くことができる貴重な場です。これを今後も継続していくためには皆さんのお力添えが必要です。ヒットでは、会員を随時募集しています。ぜひヒット総会に参加して、共にヒットを育てていただけませんか？よろしくお願いします。

フュージョンカーワープ



当事者の声 No.11

荻野ですけど。この作品に関する想いは、パズルの上にまんがを描くというコンセプトの下、自由に描いてみました。このパズルが広がればなあと思っている次第です。
まんがやアニメなど多数の作品を手掛けております。

荻野 潤一

特定非営利活動法人 精神障害者支援の会ヒット

地域活動支援センター(生活支援型)

憩いの場、食事・入浴サービスと相談支援事業(電話・面談・訪問・情報提供等)、長期入院者の退院支援、計画相談支援事業を行っています。また、当事者活動「せせらぎクラブ」の活動拠点となっています。

□精神障害者地域生活支援センターすいすい
火～土 10:00～17:00 Tel. 06-6977-0114
〒537-0024 大阪市東成区東小橋 1-8-12

グループホーム

入居者の個別のニーズを共に確認し、医療機関等の他機関と連携しながら支援を行っています。

□グループホーム HIT

生活介護事業所

送迎や食事・入浴サービスを行っています。またプログラム活動や生産活動、等の機会を提供することでそれぞれのニーズに合わせた支援を行っています。時間に縛られずのんびりと過ごすことが可能です。

□アトリエ・IK
月～金 9:00～17:00 Tel. 06-6711-2235
〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-18-11

□ゆめくらぶ
月～金 9:30～17:00 Tel. 06-7891-8084
〒544-0034 大阪市生野区桃谷 1-13-1
新栄プロパティ桃谷 2 階

就労継続支援 B 型事業所

同じ障害を持つ仲間同士、喜びも悩みも共感し合いながらそれぞれの無理のないペースで作業に取り組んだり、余暇活動を楽しんだりしています。一人ひとりが安心して目標に向けて準備をしていけるよう、医療機関や各関係機関等とも連携をしながらしっかり丁寧にサポートしていきます。またイベントへの参加など社会参加の機会も多く、地域とのつながりを大切にした活動を行っています。

□あしすと
月～金 9:00～16:30 Tel. 06-6191-7755
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 4-16
ウエイビル 1.2.3 階

□タスト
月～金 9:00～16:30 Tel. 06-6975-8050
〒537-0024 大阪市東成区東小橋 3-1-15
NKB ビル 2 階・4 階

□むつみ工房
月～金 9:00～17:00 Tel. 06-6773-0418
〒543-0002 大阪市天王寺区上汐 4-5-11
吉祥苑マンション 101 号

訪問事業

ヘルパーや看護師を派遣し、生活面や医療面のサポートを行っています。

□居宅訪問介護事業 ヒットハンズ
月～金 9:30～17:30 Tel. 06-6731-2300
〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-18-11

□訪問看護ステーション ひっとほっと
月～土 9:30～17:30 Tel. 06-6191-7757
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 4-16
ウエイビル 1 階

ヒット会費納入について

会費の納入がお済でない会員の皆様は、下記の口座へお振込みをお願いいたします。同時に新規会員も大募集しております。ぜひ皆様もヒットを支えるお一人になっていただけませんか？心よりお待ちしております。

振込講座:郵便振替
講座番号:00990-4-110460
加入者名:特定非営利活動法人 精神障害者支援の会ヒット

●HITニュースみんなのご意見箱

皆様のご感想、ご意見を大切に、これからのHITニュース運営・編集の参考にさせていただきます。編集スタッフ一同、心よりお待ちしております。

※HITホームページの右下にご意見箱の入口があります。

HP:<http://www.npo-hit.or.jp>

●HITニュース当事者の声投稿募集!!

まずは、お気軽にご相談ください。

・電子メール:news@npo-hit.or.jp

・電話: 06-6977-0114

(HITニュース担当者宛)

文書・イラスト・写真など表現は自由です。文字数は800字程度、画像のサイズはご相談ください。

皆様からの投稿お待ちしております。

発行人 関西障害者定期刊行物協会

〒543-0015 大阪市天王寺区
真田山町 2-2 東興ビル 4 階

HIT ニュース

2024 Sep. No. 65

編集: 特定非営利活動法人
精神障害者支援の会ヒット
HITニュース編集部

〒537-0024
大阪府大阪市東成区東小橋 1-8-12
地域生活支援センター すいすい内

Tel. 06-6977-0114
Fax. 06-6975-9955